

令和元年 月 日
情報通信審議会決定第 号

Web会議システムを利用した会議への出席について

- 1 会長が必要と認めるときは、会長以外の委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下同じ。）は、Web 会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。
- 2 Web 会議システムによる出席は、情報通信審議会令（平成 12 年政令第 271 号）第 7 条第 1 項及び第 2 項に規定する出席に含めるものとする。Web 会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。
- 3 Web 会議システムの利用において、映像のみならず音声が送受信できなくなった場合には、当該 Web 会議システムを利用する委員は、音声が送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。
- 4 Web 会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。
なお、情報通信審議会議事規則（平成 13 年 1 月 17 日情報通信審議会決定第 1 号）第 9 条により会議が非公開で行われる場合は、委員以外の者に視聴させてはならない。
- 5 一の会議において Web 会議システムを利用する委員がいる場合には、委員の過半数が、会長があらかじめ通知した開催場所に参集して会議に出席するものとする。
- 6 情報通信技術分科会及び情報通信審議会議事規則第 11 条第 1 項により置かれた部会の Web 会議システムを利用した会議への出席については、第 1 号から第 5 号までの規定を準用する。

Web会議のイメージ



会場内の大型モニタに
Web会議システムの画面を表示



会議ログイン用URL送付



第 2 号関連

○情報通信審議会令（平成 12 年政令第 271 号）
（議事）

第 7 条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

第 4 号関連

○情報通信審議会議事規則
（平成 13 年 1 月 17 日情報通信審議会決定第 1 号）
（会議の公開）

第 9 条 会議は、公開する。ただし、会議を公開することにより当事者又第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他会長が非公開とすることを必要と認めた場合にあっては非公開とすることができる。

第 6 号関連

○情報通信審議会令（平成 12 年政令第 271 号）
（分科会）

第 5 条 審議会に、情報通信技術分科会（以下「分科会」という。）を置く。

○情報通信審議会議事規則
（平成 13 年 1 月 17 日情報通信審議会決定第 1 号）
（部会）

第 11 条 審議会に、次の部を置く。

- 一 情報通信政策部会
- 二 電気通信事業政策部会
- 三 郵政策部会

2 分科会に、ITU 部会を置く。

3 審議会又は分科会の定めるところにより、特別の事項を調査させるための部会（以下「特別部会」という。）を置くことができる。